

排水設備工事責任技術者変更届出書について

排水設備工事責任技術者は登録事項の変更があったときは、速やかに変更届出書を提出してください。

1. 氏名の変更
2. 住所の変更
3. 本籍地の変更
4. 所属指定工事店の変更

上記1・2・3の変更のときは、住民票の写しを添付してください。
届出の際は、排水設備工事責任技術者証をお持ちください。

○越谷市排水設備指定工事店に関する規則 (責任技術者の義務)

第20条 責任技術者は、法令、条例及び施行規則を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の指定工事店の業務を兼務してはならない。
- (2) 工事に当たるときは、常に責任技術者証を携帯し、市職員又は工事委託者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (3) 責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (4) **責任技術者証の記載事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。**